

# 海老名運動公園再整備計画改定業務委託

---

## 公募型プロポーザル募集要項

令和6年9月

海老名市

## 目次

|    |                              |   |
|----|------------------------------|---|
| 1  | 目的.....                      | 3 |
| 2  | 公募型プロポーザル方式で提案を求める主旨.....    | 3 |
| 3  | 募集にあたっての前提条件.....            | 3 |
| 4  | 業務概要.....                    | 3 |
| 5  | 応募資格.....                    | 3 |
| 6  | 配布書類.....                    | 4 |
| 7  | スケジュール.....                  | 5 |
| 8  | 参加手続き等.....                  | 6 |
| 9  | 海老名市プロポーザル方式関係書類の提出について..... | 7 |
| 10 | 審査方法及び審査結果の通知と公表.....        | 8 |
| 11 | 最優秀提案者の取扱い.....              | 8 |
| 12 | 失格等.....                     | 9 |
| 13 | その他.....                     | 9 |

## 別紙

別紙1 案内図

別紙2 海老名運動公園配置図

別紙3 「プロポーザルの実施に係る事業者選考の情報公開基準について」

## 1 目的

海老名運動公園の再整備については平成 30 年に「海老名運動公園再整備基本計画」を策定しているが、具体的な整備には至っていません。

当該再整備については、令和 6 年 7 月に策定した「海老名市スポーツ施設の今後の方向性」に基づき、人口減少や社会情勢の変化をふまえた構想・計画を再検証するため、計画改定を行うものです。

## 2 公募型プロポーザル方式で提案を求める主旨

本業務の実施にあたり、必要な実績・知識・理解・価格・創意工夫等の諸条件を総合的に満たす事業者を選定するため。

## 3 募集にあたっての前提条件

本公募は令和 6 年海老名市議会第 3 回定例会における補正予算成立後、速やかに事業ができるよう、予算成立前の準備行為として募集の手続きを行うものです。

このため、予算が成立しなかった場合には本公募は何らの効力を有しないものとなります。あらかじめ承知の上、応募してください。

## 4 業務概要

- (1) 業務名称 海老名運動公園再整備計画改定業務委託
- (2) 対 象 地 海老名運動公園（海老名市社家 4,032 番地の 1）
- (3) 面 積 17.52ha
- (4) 業務内容 別添「仕様書」のとおり
- (5) 履行期間 契約締結日から令和 7 年 5 月 31 日まで
- (6) 委託上限金額 14,000,000 円（税込み）
- (7) 事 務 局 海老名市市民協働部文化スポーツ課スポーツ振興係  
〒243-0492  
住所：海老名市勝瀬 175-1  
電話：046-235-4927  
E-mail：bunka-sports@city.ebina.kanagawa.jp

## 5 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 法人その他団体（複数の法人による共同企業体を含む）（以下、「法人等」という。）であること。
- (3) 当該年度の海老名市競争入札参加資格名簿に登載されている者であること。
- (4) 海老名市競争入札参加停止等措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日制定）の規定による停止措置を現に受けていないこと。

- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受け、又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた場合は、この限りではない。
- (6) 事業者及びその代表者又は役員等が海老名市暴力団排除条例（平成 22 年条例第 43 号）第 2 条第 2 号から第 5 号のいずれにも該当しないこと。
- (7) 類似事業として、平成 26 年 4 月 1 日以降に国、地方公共団体またはこれらに類する公的機関が発注する、同規模程度（本契約の面積の 50% までを同規模程度とする。）のスポーツ施設を含む都市公園の整備計画作成または改定に関するコンサルティング業務のプロポーザル等を元請けで受注した実績を有すること。（完了済みの契約に限る）

## 6 配布書類

### (1) 配布期間

令和 6 年 9 月 2 日（月）から令和 6 年 9 月 11 日（水）まで

### (2) 入手方法

海老名市ホームページからダウンロード

### (3) 配布書類一覧

- ア 海老名運動公園再整備計画改定業務委託公募型プロポーザル実施要項
- イ 海老名運動公園再整備計画改定業務委託仕様書
- ウ 海老名運動公園再整備計画改定業務委託に係る公募型プロポーザル提案評価基準
- エ（資料 1）提出書類一覧表
- オ（第 1 号様式）海老名市プロポーザル方式参加意向申出書
- カ（第 4 号様式）海老名市プロポーザル方式提案書等提出意思確認書
- キ（提案様式 1）質問書
- ク（提案様式 2）会社概要説明書
- ケ（提案様式 3）業務実績書
- コ（提案様式 4）業務実施体制確認書
- サ（提案様式 5）企画提案書
- シ（提案様式 6）見積書
- ス（提案様式 7）非公開としたい情報届出書
- セ（提案様式 8）海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書
- ソ（参考資料 1）海老名運動公園再整備計画（平成 30 年 3 月 15 日策定）
- タ（参考資料 2）海老名市のスポーツ施設の今後の方向性（令和 6 年 7 月策定）

## 7 スケジュール

|   | 項目                      | 日程                               | 備考（提出書類等）                                                                                   |
|---|-------------------------|----------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | プロポーザル募集要項の公表           | 令和6年9月2日（月）                      |                                                                                             |
| 2 | 参加意向申出書の提出期限            | 令和6年9月11日（水）<br>午後5時15分まで        | オ（第1号様式）<br>参加意向申出書<br>ク（提案様式2）<br>会社概要説明書<br>ケ（提案様式3）<br>業務実績書<br>コ（提案様式4）<br>業務実施体制確認書    |
| 3 | 参加資格確認通知書及び関係書類提出要請書の送付 | 令和6年9月13日（金）                     |                                                                                             |
| 4 | 質問書の提出期限                | 令和6年9月19日（木）                     | キ（提案様式1）<br>質問書                                                                             |
| 5 | 提案書の提出期間                | 令和6年9月25日（水）<br>から令和6年9月30日（月）まで | カ（第4号様式）<br>提案書等提出意思確認書<br>サ（提案様式5）<br>企画提案書<br>シ（提案様式6）<br>見積書<br>ス（提案様式7）<br>非公開としたい情報届出書 |
| 6 | 一次審査（書類審査）              | 令和6年10月9日（水）                     | 選考委員のみ                                                                                      |
| 7 | 一次審査結果通知                | 令和6年10月11日（金）以降                  |                                                                                             |
| 8 | 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）  | 令和6年10月21日（月）                    |                                                                                             |
| 9 | 審査結果の通知                 | 令和6年10月23日（水）以降                  |                                                                                             |

## 8 参加手続き等

### (1) 実施要領の公表

令和6年9月2日(月)市ホームページにて公表します。

### (2) 募集要項等に関する質問受付及び回答

#### ①質問の方法

本募集要項等に関する質問は、質問書(提案様式1)を使用し、電子メールのみの受付とします。なお、電話、FAX及び口頭並びに持参等は不可とします。

※メールの件名は「【プロポーザル質問 社名(事業者名)】」で送ってください。

※質問の受付は提案者ごとに1回まで。ただし、回答内容に対し再質問を要する場合はご相談ください。

#### ②送付先

海老名市市民協働部文化スポーツ課スポーツ振興係

E-mail: bunka-sports@city.ebina.kanagawa.jp

※送信後、必ず電話により着信確認してください。

#### ③質問受付期間

令和6年9月19日(木)正午まで(必着)

#### ④質問と回答の公表

3営業日以内を目安に、市ホームページに掲載します。

### (3) 参加意向申出書の提出

#### ①受付期間

令和6年9月11日(水)午後5時15分まで(必着)

#### ②提出方法及び提出先

持参または郵送(必着)とします。

※持参の場合:提出期限までの市役所開庁日(土曜開庁日を除く。)において、午前8時30分から午後5時15分までの間のみ受け付けます。

※郵送の場合:特定記録郵便等追跡可能な郵便で送付してください。

【宛先】海老名市市民協働部文化スポーツ課スポーツ振興係

〒243-0492

住所 海老名市勝瀬175-1

電話 046-235-4927

E-mail bunka-sports@city.ebina.kanagawa.jp

### (4) 提出書類

次の提出書類を記録したCD-ROM等の電子媒体及び紙面11部(正本1部、副本10部)を提出してください。

① オ (第1号様式)参加意向申出書(※正本1部のみ提出)

② ク (提案様式2)会社概要説明書

③ ケ (提案様式3)業務実績書

④ コ (提案様式4)業務実施体制確認書

(5) 参加資格確認結果通知等の発送

上記の参加意向申出書提出者に参加資格確認結果通知とともに、参加資格を有すると確認できた事業者に、海老名市プロポーザル方式関係書類提出要請書を令和6年9月13日（金）に発送します。

9 海老名市プロポーザル方式関係書類の提出について

(1) 受付期間

令和6年9月25日（水）から令和6年9月30日（月）まで

(2) 提出方法及び提出先

持参または郵送（必着）とします。

※持参の場合：提出期限までの市役所開庁日（土曜開庁日を除く。）において、午前8時30分から午後5時15分までの間のみ受け付けます。

※郵送の場合：特定記録郵便等追跡可能な郵便で送付してください。

【宛先】海老名市市民協働部文化スポーツ課スポーツ振興係

〒243-0492

住所 海老名市勝瀬 175-1

電話 046-235-4927

(3) 提出書類

次の提出書類を記録した CD-ROM 等の電子媒体及び紙面 11 部（正本 1 部、副本 10 部）を提出してください。

なお、副本は、企業名の部分を黒塗りとすること。

① カ （第4号様式）海老名市プロポーザル方式提案書等提出意思確認書

（※正本1部のみ提出）

② サ （提案様式5）企画提案書

（※提案内容については、様式に記載される事項を確認）

③ シ （提案様式6）見積書

④ ス （提案様式7）非公開としたい情報届出書（※正本1部のみ提出）

(4) 提出書類作成時の留意点

①作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とし、文書の文字サイズは12ポイント以上、イラスト・イメージ図等の注釈等は、6.0ポイント以上とします。

②提案課題は各様式にて指定するサイズ、枚数を原則とし、特定される事務所名、記号などは記述しないでください。

③提案課題は文書を補完するための写真、イラスト、スケッチ、イメージ図等の使用は可能です（着色、彩色可）。ただし、具体的な設計図、模型（写真を含む）、透視図等は使用しないでください。

## 10 審査方法及び審査結果の通知と公表

### (1) 審査方法

審査は、別添「海老名運動公園再整備計画改定業務委託に係る公募型プロポーザル提案評価基準」を基に各選考委員が評価した得点により順位をつけ、その順位に応じて順位点を配点し、選考委員全員の順位点合計により順位を決定します。

### (2) 一次審査

①一次審査は、応募者から提出された海老名市プロポーザル方式関係書類等について書類審査を行い、上位3社程度を二次審査対象者として選定します。

※選考委員会による書類審査であり、応募者の出席は不要です。

②審査結果については、応募者全員に通知し、併せて、二次審査対象者に対しては、二次審査に関する詳細を通知します。

### (3) 二次審査

①二次審査は、応募者から課題提案等に基づくプレゼンテーションをしていただいた後、ヒアリングを行い、最優秀提案者1者及び第二位1者をそれぞれ特定します。

②審査の進行等は下記のとおり

ア (提案様式4) 業務実施体制確認書にある担当者のみ出席可能とし、統括主担当者がプレゼンテーションを行ってください。

なお、リモートでの出席は認めないものとします。

イ プレゼンテーションの時間は、20分以内とします。

ウ プレゼンテーションを行う際に映像機器を使用される場合は、事前に事務局に連絡してください。

③審査結果は、第2次提案審査対象者に通知し、併せて、市のホームページに掲載します。

### (4) 情報公開

プロポーザル結果について海老名市情報公開条例（平成14年条例第32号）に基づく公開請求があった場合は、同条例第7条各号に掲げる非公開情報を除き、公開します。公開の可否は、市が判断します。判断の基準は別紙3「プロポーザルの実施に係る事業者選考の情報公開基準について」のとおりとします。

## 11 最優秀提案者の取扱い

(1) 審査により順位第一位となった提案者を最優秀提案者とし、委託契約締結に向けた交渉を行います。市が最優秀提案者との協議が不調となったと判断した場合は、最優秀提案者との交渉を終了し、第二位の提案者と交渉します。

(2) 契約及び手続は、法令の規定のほか、海老名市契約規則及び委託業務契約約款によります。

## 12 失格等

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とします。

- (1) この要項に定める手続以外の手法により、選考委員又は担当部署の職員等関係者にプロポーザルに対する援助を直接又は間接的に求めた場合
- (2) 参加意向申出書の提出後、契約締結までの期間に本要項の参加資格に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (3) 提出書類に虚偽又は不正の記載があった場合
- (4) 他の参加者の応募を妨害した場合
- (5) 本要項に違反した場合
- (6) 公正を欠いた行為があったと認められる場合

## 13 その他

- (1) 次の費用については受託者の負担とします。

①本プロポーザルに関する費用

②契約締結に必要な費用（収入印紙等）

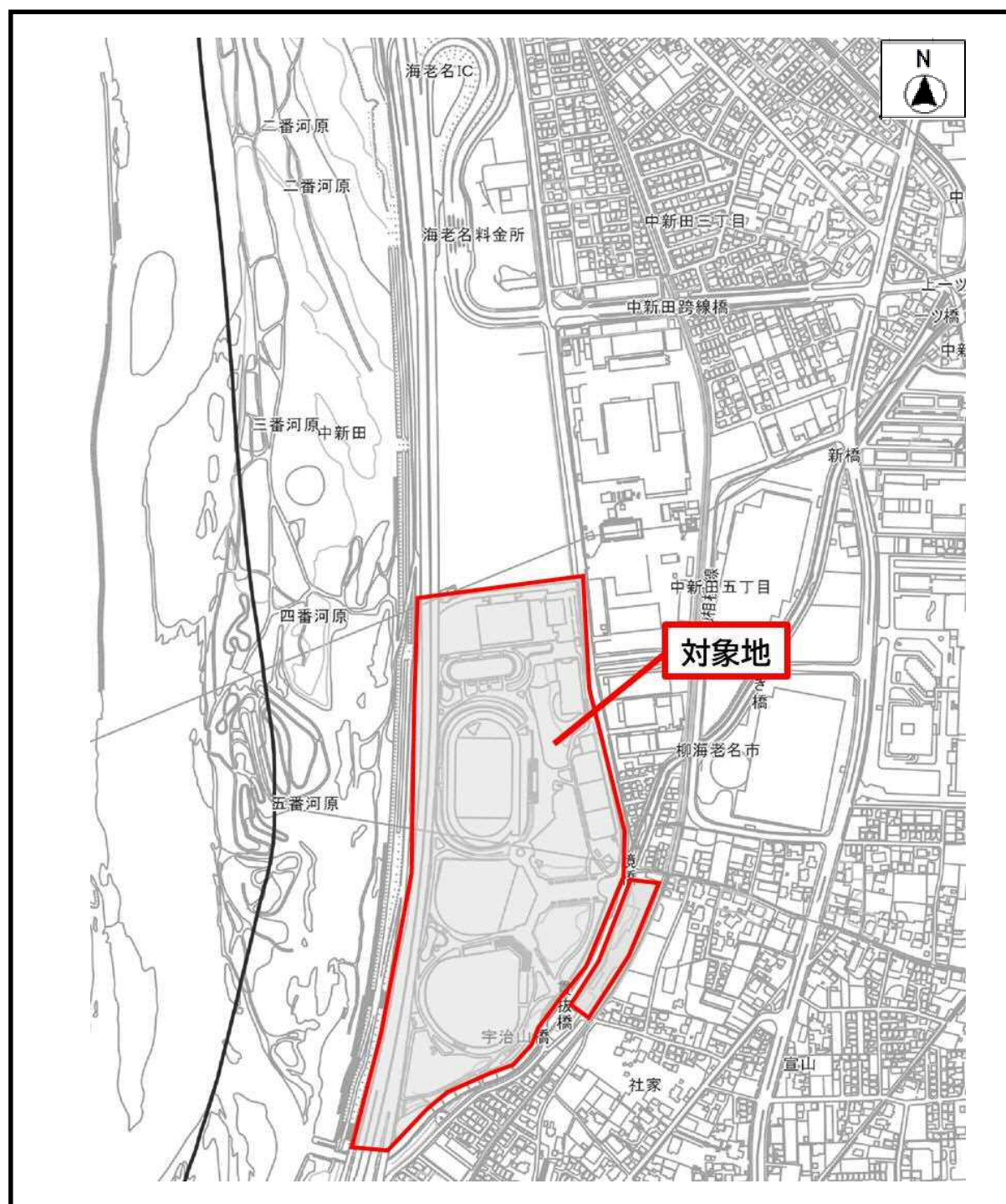
③契約締結から履行開始日までの間において準備等に要する費用

- (2) 提出された書類等は返却しません。また、市は提出された書類を保存、記録し、図録等により公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とします。
- (3) 提出された書類等は審査等において必要な場合は複写します。
- (4) 提出された書類等は、海老名市情報公開条例第7条の規定により公開する場合があります。なお、非公開としたい情報がある場合は、提出様式集の「(提案様式7) 非公開としたい情報届出書」により届け出てください。ただし、届出があった場合においても、海老名市情報公開条例第7条に規定する非公開情報に該当しない場合は、公開します。
- (5) 「(第1号様式) 海老名市プロポーザル方式参加意向申出書」提出後に辞退する場合は、「(提案様式8) 海老名市プロポーザル方式参加辞退申出書」を提出してください。
- (6) 最優秀提案者が、正当な理由なくして契約締結に応じない場合は、最優秀提案者の決定を取り消す場合があります。
- (7) 契約締結までに、最優秀提案者による業務の履行が確実でないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう等により本業務の受託者としてふさわしくないと認められるときは、最優秀提案者の決定を取り消し、契約を締結しないことがあります。
- (8) 本プロポーザルは、業務委託の最優秀提案者の選定を目的に実施するものであり、契約の締結を確約するものではありません。また、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (9) 本事業の予算が議決されなかった場合、最優秀提案者との契約交渉が不調となった場合等、契約の締結ができなかった場合においても、提案者は、海老名市に対し損害の賠償を請求することはできません。

- (10) 本プロポーザルの参加者は、本プロポーザルの手続において知り得た本市に関する情報を他に漏らしてはなりません。
- (11) この要項に定めのない事項については、海老名市プロポーザル方式実施取扱要綱、海老名市契約規則ほか契約関連規定に準じます。
- (12) この要項に定めるもののほか、必要な事項については選考委員会が定めます。

以上

○件名：海老名運動公園再整備計画改定業務委託





## プロポーザルの実施に係る事業者選考の情報公開基準について

### 1 趣旨

この基準は、「海老名運動公園再整備計画改定業務委託」（以下「本件」という。）の実施に当たり、プロポーザル方式による事業者選考等情報に係る情報公開の基準として、必要事項を定めるものです。

なお、この基準は、本件の事業者選考に応募する団体・法人（以下「提案者」という。）に対して事前に周知するものです。応募する場合は、海老名市情報公開条例（以下「条例」という。）及び本基準の内容を了解の上応募することを条件とします。

### 2 情報公開対象文書及び基準

○：全部公開、△：一部公開、×：非公開

| 情報公開対象文書(例示) |                    |             | 特定後  | 契約締結前 | 契約締結後 |
|--------------|--------------------|-------------|------|-------|-------|
| 提案           | 事業提案に関する書類         | 参加意向申出書     | ×    | ×     | △     |
|              |                    | 企画提案書       | ×    | ×     | △     |
|              |                    | 受注体制文書、見積書等 | ×    | ×     | △     |
|              | 法人の資格に関する書類        | 会社組織図、会社概要  | ×    | ×     | △     |
|              |                    | 財務諸表等       | ×    | ×     | △     |
| 募集           | 仕様書、募集要項           |             | ×    | ○     | ○     |
|              | 事業者を選定するための評価項目・配点 |             | ×    | ○     | ○     |
| 選考           | 評価結果               |             | 次頁参照 | △     | ○     |
|              | 選考委員会              | 委員名簿        | ○    | ○     | ○     |
|              |                    | 議事内容の記録     | ×    | ×     | △     |

「△：一部公開」について

条例第7条各号に規定する非公開情報を除く公開をいう。なお、同条第1号及び第2号については、適用の考え方を例示する。

※前提として、行政文書は公開が原則であるので、留意すること。

| 規定  | 概要                                                                                          | 適用基準(例)                                                                                                                                     |
|-----|---------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1号 | 個人に関する情報であつて、氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより、特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。         | 原則非公開情報とする。<br>例：氏名、顔写真、役職等                                                                                                                 |
| 第2号 | 法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。 | 法人等の権利利益の内容、性質等に応じ、必要性を考慮して非公開情報とするかを判断する。<br>なお、この「おそれ」の判断に当たっては、当該法人等の意見を参考とするが、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が認められない場合は非公開情報とはならないので、留意すること。 |

《第2号の適用に関する準備について》

次のすべてに該当する情報は、第三者意見照会の内容に関わらず、非公開情報と取り扱う。

①本件の評価基準の評価項目(総論的な評価項目は除く)に該当すること。

②公開請求時において、当該情報の作成者以外のものにとって既知の情報でないこと。

なお、本市業務等で実施している内容は、既知の情報と取り扱うものとする。

③当該情報の作成者が本件以外の業務において提案可能と考えられる、具体的な実施方法であること。前提となる考え方や法令等解釈などについては、一般事項と取り扱い、原則として非公開情報に含まない。

「評価結果」について

契約締結前においては、最優秀提案を特定(以下「提案特定」という。)した後に、提案特定をされたもの(以下「特定者」という。)が特定できない形で公開できるものとする。

提案者の評価結果については、自己の評価結果に限り、提案特定後に情報提供をすることができる。

「選考委員会の委員名簿」について

最優秀提案者特定後に公開できるものとする。

### 3 ホームページ上の公表

最優秀提案者特定後、次の事項を市のホームページに掲載し、掲載期間終了後も公開の対象とする。

①業務名

②業務概要

③提案者の名称(契約締結後においては、特定者及び特定者以外の提案者の名称)

④所管課の名称

⑤その他必要事項

### 4 この基準によらない場合

この基準に定めのない事項及び特別な事情によりこの基準によらない場合は、条例その他関係法令等に基づき、市が取扱いを決定する。